

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度である。</p> <p>・ 特例措置の内容 企業年金制度等については、現在、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて農業者年金制度についても税制上の所要の措置を講ずる。</p>	
関係条文	[-]	
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 農業者年金は、国民年金と相まって農業者の高齢期の所得確保を図るとともに、農業者（担い手）の確保に資することを目的とした制度であり、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、農業者年金の充実を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、企業年金等の充実が重要である。</p> <p>その企業年金等については、現役世代の働き方・ライフコースが多様化し、取り巻く環境は変化している。また、人生100年時代の到来を迎え、高齢期の長期化と就労の拡大・多様化を受けた対応が公的年金のみならず企業年金等でも必要である。</p> <p>こうした状況に対応するため、企業年金等の加入可能年齢等の引上げ等について、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて農業者年金についても税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保</p>
	政策の達成目標	<p>〈施策名〉 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保</p> <p>(政策手段) 独立行政法人農業者年金基金法、農業者年金事業、独立行政法人農業者年金基金運営費</p> <p>(政策手段の概要) 農業者年金事業を実施し、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、担い手の確保に寄与する。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	高齢期の長期化が進む中で、農業者の自主的な努力を支援する農業者年金の更なる充実・普及を図ることは、農業者の高齢期における所得の確保に資するとともに農業の持続的な発展に向けた担い手の確保に寄与することとなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を提出している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○農業者年金事業(うち新制度分) 令和元年度予算：119,121百万円(1,073百万円) 令和2年度要求</p> <p>○(独)農業者年金基金運営費交付金 令和元年度予算：3,369百万円 令和2年度要求</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	農業者年金事業は、①旧制度の加入者(受給権者)への年金給付に要する費用の国庫負担、②新制度加入者のうち政策支援(保険料補助)の対象者への国庫助成に係る予算となっており、要望項目の対象者と重複することはない。
	要望の措置の妥当性	国民年金と相まって農業者の高齢期の所得確保を図ることによって、農業者(担い手)の確保に資するためには、高齢期の所得確保に向けた農業者の自主的な努力の支援が重要であり、農業者年金の加入可能年齢の引上げなど、農業者年金制度の更なる充実・普及が求められる。

税負担軽減措置等の適用実績	該当なし
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	該当なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	該当なし
前回要望時の達成目標	該当なし
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	該当なし
これまでの要望経緯	該当なし